## 【別紙2】

## 審査の結果の要旨

氏 名 浦山 聖子

本論文は、英米法哲学・政治哲学において近年発展してきたグローバルな分配的正義論と、新たに論議が起こりつつある移民の正義論の検討を通して、グローバルな平等主義の立場を対抗する諸理論に対して擁護するとともに、それが移民・外国人の受け入れ問題に対してもつ含意について考察したものである。ここにおけるグローバルな平等主義とは、国内社会における経済的再分配と国際社会における経済的再分配の論拠を区別しないという意味における平等主義である。

本論文の第一の目的は、グローバルな分配的正義を否定あるいは限定する立場から積極 的に肯定する立場まで様々な諸理論を体系的に整理してそれぞれの長短を検討し、グロー バルな平等主義を擁護することである。本論文は、ジョン・ロールズの国際正義論をめぐ る論争の分析から出発し、その後展開したグローバルな分配的正義をめぐる複雑多様な論 議を考察し、国籍による恣意的差別を排除する視点からグローバルな平等主義を擁護して いる。第二の目的は、領土・自然資源・富の国家間の格差の是正を中心的な論題とし、人 の移動の分配帰結の問題について論じてこなかった従来のグローバルな分配的正義論に対 し、移民・外国人政策もグローバルな分配的正義論が視野に収めるべき政策領域であるこ とを明らかにすることである。本論文は、技能労働力の受け入れに特化し途上国の有能な 人材の引き抜きを進める先進国の移民・外国人政策の現状と途上国に対するそのインパク トを分析し、国際的な経済体制と人の移動の密接な関係を指摘して、移民・外国人政策が グローバルな分配的正義の中核的問題の一つとして位置づけられるべきことを主張してい る。第三の目的は、移民の正義論における論争を整理し、ナショナリズムに基づく移民規 制論とリベラルな移民受け入れ促進論という従来対立してきた二つの立場が、グローバル な平等主義の観点からはともに批判さるべき問題点を含むことを明らかにし、先進国の移 民受け入れ体制の公正さを途上国に与える影響の精密な分析を踏まえて検討する必要を提 唱することである。先進国の国益を優先する点でナショナリスティックな移民規制論が批 判されるだけでなく、「開放的国境 (open border)」論や、移民・外国人の受け入れをグロ ーバルな経済的再分配の代替手段として活用すべきことを説く議論などのようなリベラル な受け入れ促進論も、途上国内の人々の間の移動・移住能力の格差問題や、途上国にとっ て希少な人材の流出問題を無視・軽視していることを指摘している。その上で技能労働者 の移動について、希少な人材の積極的な引き抜きの抑制・一定の金銭的補償・移動のコン トロールなどの可能性を示している。

以下、論文の要旨を述べる。

第一章は、グローバルな分配的正義の問題と、移民・外国人の受け入れ問題とを接合して論ずべき理由を明らかにする。国籍や外国人の在留資格を定めるのは法制度であり、それがグローバルな分配帰結に大きな差異をもたらしうるがゆえに、グローバルな分配的正義論の観点からの規範的評価の可能性に開かれていることを確認した上で、有能な人材に特化した先進国の移民・外国人政策、先進国による途上国の人材の引き抜き、国際的な経済体制と人の移動の関係性を指摘し、移民・外国人政策がグローバルな分配的正義の中心的論題の一つに位置づける必要があることを示す。

第二章では、現代正義論の代表的論客であるジョン・ロールズの国際的な分配的正義論とそれをめぐる論争を取り上げる。まず、国内社会と国際社会における経済的再分配に関するロールズの『正義の理論』における議論を整理して、それに対するチャールズ・バイツの批判を紹介し、次に、バイツの批判等への応答として、ロールズが著した『諸人民の法』の議論を分析して、最後に、『諸人民の法』へのバイツやトマス・ポッゲのさらなる批判及びジョゼフ・ヒースによるさらなる擁護を検討する。筆者によれば、ロールズが国内社会を対象とした議論において主張したように、社会的経済的関係の公正さを確保するために正義が要請されるならば、それは国内における関係にせよ、国家を超えた関係にせよ、およそ社会的経済的関係一般について公正さを確保する必要があるはずであり、ロールズが主張する正義の二原理の適用がなぜ国内社会に限定されるのか明らかではない。とりわけ、国際的な経済関係が緊密化しつつある現代において、このような限定は不当である。また、ロールズの援助義務論は、グローバルな制度的秩序の正当性の問題を見過ごしている点で、先進国に課すべきグローバルな分配的責任を十分に扱ったものとは言えない。ヒースによるロールズの擁護論もバイツ等の批判に対して十分な応答を提供していない。以上が本章での筆者の議論の骨子である。

第三章は、ロールズ以降登場したグローバルな分配的正義に対する否定論について検討する。国際社会と国内社会の制度的条件の違いをグローバルな分配的正義否定の論拠とする立場に対しては、グローバルな経済的再分配を即座に実現することが不可能であるということを示すだけであって、その正当性を否定する論拠にはならないことを指摘する。さらに、同胞への特別な配慮義務を根拠とする議論についても、そのような義務の存在を無批判的直観にとどめずに道徳的に正当化しようとするなら、ロバート・グッディンの割当責任論や、コクチョア・タンの個人道徳・制度道徳二元論など、グローバルな分配的正義の責務と同胞への特別配慮義務との両立可能性を示す議論に依拠せざるを得ないと論じる。第四章では、グローバルな分配的正義に対する否定論から限定論へ検討対象を移し、限定論として近年影響力を高めているデイヴィッド・ミラーの「弱いコスモポリタニズム」が考察される。この立場は、グローバルな分配的正義を否定はしないが、ナショナルな自己決定・自己責任を重視する観点からそれを限定し、基本的ニーズのグローバルな保障を承認するが国内社会と同等の規模の経済的再分配は斥ける。まず、経済的再分配について、

ナショナルな共同体の自己決定を基本的に尊重すべきであるが、基本的ニーズが満たされていない場合には、周囲の共同体に救済責任が課されるべきであるという主張としてミラーの議論が整理される。これに対し、筆者は、ナショナルな共同体の自己決定の尊重は、グローバルな正義の要請が充足されていることが前提になるとし、国家の経済状態を各国家の自己責任とみなすことができるのは、グローバルな制度的秩序が公正である場合であり、一部の国家の利益に沿うようなグローバルな制度的秩序下では、むしろ、他の国家の逸失利益の補償が問題にされなければならないと論じる。

第五章では、国民共同体の自己責任論が看過しやすいグローバルな政治経済システムの公正さの問題を直視して、グローバルな分配的正義の責務を、貧しい途上国に対する先進諸国の制度的加害への補償を要請する匡正的正義の観点から構成することを試み、近年注目されているトマス・ポッゲの理論が検討される。単に平等主義的な分配的正義の射程を国内に限定すべきではないとするのではなく、貧しい途上国にその自立的発展を妨害ないし困難にする制度構造を押し付けることにより、世界的な貧困を生成・維持しているのは豊かな先進諸国であると指摘し、先進諸国の途上国に対する支援義務をグローバルな再分配の要請ではなく加害行為への補償として構成するポッゲの議論と、彼に対する批判者たちの議論とが検討され、ポッゲの議論が一定の留保を必要としつつも、現在のグローバルな制度的秩序形成の中心にいる先進諸国が、狭義の再分配的援助義務に還元されない制度度的加害責任を問われる可能性と必要性を示した点が評価される。その上で、筆者は、ポッゲの議論の内在的検討を通じて、ポッゲ自身の立場も匡正的正義にグローバルな分配的正義を還元する理論として自己を限定できるわけではなく、そのグローバルな資源税の構想は国正的正義を超えた分配的正義の構想として理解さるべきこと、それゆえ彼の理論はグローバルな平等主義の一構想として位置づけうることを指摘する。

第六章では、グローバルな平等主義を発展させる有望な方途が探索される。特に、グローバルな平等主義をより深化させる積極的な議論として、豊かな国家の国籍の自動的な継承に問題を見出すアイエレット・シャカールの議論に筆者は注目する。それによれば、ある資源の利用に法的権原を持たない人々を公権力で排除することによってその資源の法的な所有権者の利益が守られるように、ある国家が国民に提供する様々な保護・便益の享受に法定の資格を持たない人々を公権力によって排除することによって、国籍保持者の利益が守られるという点で、国籍と所有権は同様の機能を果たす。さらに、親がどの国の国籍を有しているか、あるいは、どの国で子を生んだかという偶然的事情によって子の取得できる国籍が決定されるという点で、国籍は相続財産と同じ機能をもつ。そうであるならば、相続財産についてはその大きさに応じて課税され、再分配の原資にされることが一般的に承認される以上、子がコントロールできない出生時の国籍によって子のライフ・チャンスの大きな格差がもたらされることの是正の必要も承認さるべきであろう。この視点から、相続税に類比可能な国籍税を原資としてグローバルな再分配を行うグローバルな分配的正義構想を発展させる可能性が開かれる。筆者はこの構想の制度的具体化の方途の探究は今

後の課題としつつも、そこに一層の検討に値する洞察を見出す。さらに、グローバルな平等主義を擁護するために、文化的多様性を根拠にしたチャンドラン・クーカサスやデイヴィッド・ミラーらの国内的分配的正義と国際的分配正義との統合否定論に対し、文化的多様性はグローバルな分配正義をめぐる政治的合意の形成可能性を否定する論拠にならないとして反論し、かかる政治的合意形成過程への途上国の参加能力を実効化するとともに、その国内的人権保障能力を先進諸国に接近させるために、貧しい途上国の国家建設の支援が、グローバルな分配的正義実現の不可欠の条件であるとするアレン・ブキャナンの議論のもつ重要性を評価する。

第七章では、グローバルな平等主義の観点から、移民・外国人政策について考えるため の手掛かりとして、移民の正義論における論争が検討される。移民の正義論の主要類型が、 国境を越えた移動の自由及び先進国の移民・外国人の受け入れによる分配的正義の実現の 考慮から、より積極的な受け入れを訴えるリベラルな受け入れ促進論と、移民・外国人の 受け入れの経済的文化的影響をコントロールする権利を各政治共同体がもつとするナショ ナリズムの議論とに大別され、それぞれの検討を通じて、受け入れ数の増大を求める前者 の主張と、受け入れの決定権が各国にあるとする後者の主張とはそもそも問題関心が食い 違っているため真の対立があるとはいえないとし、両者の間の真の争点として、以下の三 つの問題が析出される。すなわち、移動の自由は基本的自由とみなしうるか否か、移民・ 外国人の受け入れが経済的再分配の適切な代替手段になりうるか否か、許容可能な移民・ 外国人の選別方法は何かである。筆者は第一点と第三点についてはリベラル派とナショナ リスト派の実際上の対立は綿密に検討すれば見かけほど大きくなく、第二の問題がグロー バルな分配的正義にとって中心論点であるとして、これを検討し、もっぱら自国の国益を 理由に移民規制をするナショナリズムの立場から批判的距離をとる一方、移民・外国人の 受け入れをグローバルな経済的再分配の手段として主張するリベラルな立場に対して、移 動・移住能力の格差及び人材流出問題を指摘し、先進国による移民・外国人の受け入れを 社会の開放性や分配的正義実現への貢献度を示すものであるかのように単純に見なすこと はできないと論じる。

終章では、グローバルな分配的正義を否定・限定する立場を批判してグローバルな平等主義を擁護するこれまでの議論を総括し、移民・外国人の受け入れについても、グローバルな平等主義の考慮から、先進国による受け入れが送り出し社会に負の効果をもたらすような場合には、その受け入れ体制の公正さが問われるべきであるとし、技能労働者の移動について、希少な人材の積極的な引き抜きの抑制・一定の金銭的補償・移動のコントロールなどの可能性が承認さるべきことを主張する。最後に、移動の自由をいかなる理由によっても侵害されてはならない基本的自由の一つであると考える立場から提起されうる批判に対して、問題は移動の自由の有無ではなく、移動の自由を自国の国益に沿う限りで利用する先進諸国の政策の是非であると応答する。

本論文の評価は以下の通りである。長所としては次の点が挙げられる。

第一に、グローバルな分配的正義は、近年、規範的正義論の新領域として開拓され、英米の法哲学・政治哲学を中心に研究業績が蓄積されつつあるが、我が国では断片的な紹介・展望はあるものの、包括的研究は未だ乏しい。本論文は、1970年代初頭にロールズが『正義論』において国際的分配正義に対して示した消極的な姿勢とそれが喚起した批判的論議から始まり、晩年のロールズの『諸人民の法』における分配的正義のグローバル化消極論の再定式化をめぐる論議、さらにそれを超えてリバタリアニズム・平等基底的リベラリズム・功利主義・ナショナリズムなど多様な陣営を巻き込む形で拡大してきたグローバルな分配的正義をめぐる現在までの論議状況をほぼ網羅的にとりあげ、複雑に絡みあった係争点を体系的に整理して検討している。しかも、単なる論議の展望にとどまらず、グローバルな分配的正義における平等主義的な立場を様々な批判への応答と対抗理論への批判を通じて擁護する議論を展開し、グローバルな分配的正義についての自らの構想を発展させるための理論基盤を開墾している。

第二に、従来のグローバルな分配的正義論の主たる関心は領土・自然資源・富など、いわゆるモノとカネの分配に向けられていたが、本論文はヒトの移動とその規制のあり方もグローバルな分配状態に大きな差異をもたすことに注目し、近年研究が新たな展開を示しつつある移民の正義論の分野の論議を、グローバルな分配的正義論の中に、その主要論題の一部をなすものとして統合することを試みている。これはグローバルな分配的正義論の視野を拡大すると同時に、国内的な多文化主義政策等との関係で論じられることの多かった移民の正義論の問題関心を、グローバルな分配問題に接合する形で拡大深化するものであり、独創的で生産的な着眼点を示すものであると言える。

第三に、グローバルな分配的正義論の一部としての移民の正義論においては、自国の国益や文化的アイデンティティの擁護を優先させる観点から移民規制を求めるナショナリズムの立場と、貧しい途上国民の先進諸国への移動の自由の保障が途上国民と先進諸国民の分配格差の是正をもたらす手段にもなるとして、これを積極的に擁護するリベラルな移民受け入れ促進論とが主要な対立軸を構成している。これに対し、本論文は、ナショナリズムの自国中心主義を批判する一方、リベラルな移民受け入れ促進論が途上国の内部的な移動能力格差や人材流出問題、さらには先進諸国の利己的な人材引き抜き政策の問題性を無視しているとしてこれを批判し、各国の移民政策の公正性を、受け入れの開放度の差ではなく、そのグローバルな分配帰結に照らして批判的に吟味する新たな第三のアプローチを呈示し、その重要性を相当程度説得的に証示している。

もっとも、本論文にも短所がないわけではない。

第一に、本論文は、国内的な分配的正義の原理とグローバルな分配的正義の原理とを二重基準的に差異化する立場を斥けるという意味でのグローバルな平等主義を擁護する議論はかなり綿密に展開しているが、国内的文脈とグローバルな文脈とを貫通する分配的正義の原理として、どこまで平等化を要請する原理を擁護しようとするのか、例えば、ロール

ズが国内的文脈に限定した格差原理のグローバル化を求めるのか、それより弱い必要充足原理や、あるいは、より強い格差縮減原理の内外無差別適用を主張するのかを必ずしも明確にしていない。

第二に、本論文では第一章と第七章および終章で移民の正義論が扱われ、中間の第二章から第六章まではグローバルな分配的正義論の検討に向けられているが、両者を統合するところに本論文の主眼があることに鑑みると、論述の重心がグローバルな分配的正義論一般に傾斜し、移民の正義論が周辺化され、構成がバランスを欠く印象を与える。

第三に、本論文は、移民政策の評価の原理を移動の自由よりもグローバルな分配帰結の 公正化に置くが、移動の自由がグローバルな分配的正義の実現とは独立した価値ではない となぜ言えるのか、移動の自由とグローバルな分配的正義の実現との間で適正なトレー ド・オフを行う必要はないのかについては十分に論じられていない。

しかし、短所の第一点は、現在のグローバルな分配的正義をめぐる論議の主たる係争点が、どの分配的正義の原理がグローバル化さるべきかという問題以前に、国境の内外における分配的正義の原理の二重基準的差異化が正当か否かにあるため、本論文が後者の問題の解明を課題として設定したことの帰結であること、第二点は、グローバルな分配的正義の観点からの移民の正義論の研究が世界的にもなお萌芽状態であるため、やむを得ない面もあること、第三点は、本論文の批判の焦点が、移動の自由とグローバルな分配的正義のトレード・オフを主張する立場にではなく、両者の予定調和を想定する立場に置かれていることによる面もあること、以上を鑑みるなら、いずれも本論文の意義と価値を著しく損なうものとは言えない。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士(法学)の学位を授与するにふさわしいと判定する。